

ひろしま東

2021
春季号

第170号



戦後5年、復興する本通商店街。商店街東より西方面を望む。金子時計店、矢野製靴店、池尻蓄音器店、田中メガネ店、めのや、フクマ、世良家具本店、明治屋が見える。
(写真は昭和25年)(写真提供:広島市公文書館 本通商店街振興組合)

広島町並み今昔

※会員の皆さんがお持ちの広島東税務署管内の古い写真をご提供ください。



商店街東方面より西方面を望む。

新型コロナウイルス感染症に対する闘いに、社会を挙げて尽力しているなか、最前線で昼夜を問わず働いてくださっている医療従事者の方をはじめ、社会活動の維持に尽力いただいているすべての方へ感謝を込めて「ありがとう。」みなさんのご健康を心から祈っています。1日も早い終息を心から願っています。



本通電停より商店街入回方面を見る。今春オープン予定の地上19階高さ95mの広銀新本店ビルが見える。





広島東税務署長
西岡民裕氏

12月4日、リーガロイヤルホテル広島にて、西岡民裕広島東税務署長による講演会が開催されました。「税のよもやま話」と題して、西岡署長ご自身のこれまでの職歴、広島東税務署の管内の歴史や概況、財政の状況及び国税庁の使命と任務など、幅広くご講演いただきました。

最近の取組として「確定申告会場の混雑緩和のため、スマホ等で
ご自宅からのe-taxで確定申告することが便利で安心」といったコロナ禍における確定申告対策が紹介されました。また、国税の納付の際、税務署や金融機関に向く必要が無い「ダイレクト納付の利用」についての説明がありました。特に、源泉所得税を毎月納付されている方には便利とのことでした。

本日学びましたことを、今後の企業経営の参考にさせていただくとともに、納税意識の向上と社会の健全な発展に貢献するという法人会の目的を再認識した意義ある講演会でした。

なお、講演会の開催に当たり「病院へ寄贈する新品タオルの持参」をお願いしたところ、参加者から会場受付で100枚を超えるタオルの寄贈がありました。社会貢献としての活動に結び付くもので、誠にありがとうございます。

(青年部会副部長 松岡伸和)

署長講演会

「税のよもやま話」

11月17日、リーガロイヤルホテル広島にて、清水雄策広島国税局長に「国税、財政の現状」と題し



広島国税局長
清水雄策氏

てご講演いただきました。新型コロナウイルス感染症拡大が経済に大きな影響を与える中、最新の主要経済指標に基づき財政の現状について歳出と税収の両面から説明がありました。

特に緊急のコロナ対策費として60兆円もの補正予算が組まれたことは規模としては評価できるが、公債の残高は増えており日本の財政健全化に関しては依然課題が残ることでした。

コロナ禍の職場での取組について、ウェブ会議やテレワークのメ

リットやデメリットに触れられ、世の中で少しずつ進んでいたデジタル化や働き方の変革が加速するというお話もありました。従来から進めてきた税務行政のスマート化もさらに進めていくそうです。

その他、経済のデジタル化に伴い国際課税上の課題は大きく、各国で協力して課税ルールを制定すべく議論がなされているとの説明がありました。

経済の現状を財政や社会など様々な角度からわかりやすくご説明いただき、大変学びの多い講演会となりました。

(広報委員 川村 聡)

局長講演会

「国税、財政の現状」

CONTENTS

目次

(表紙) 広島町並み今昔 本通商店街周辺	
局長講演会・署長講演会	1
理事会・三者連絡協議会・役員からのメッセージ	2
税制改正に関する提言(要約)	3・4
税制改正要望書提出・租税教育事業	5・6
社会貢献活動・新設法人説明会	7
各種表彰	8
青年部会活動・女性部会活動・大人の遠足	9・10
会員企業のお店紹介⑩	11
税理士業務アラカルト	12
新入会員の紹介	13
自主点検チェックシート	14
税務署からのお知らせ	15・16
保険情報	17
事務局だより・季間子報・編集後記	18

理事会の開催

9月28日、RCC文化センターにおいて、理事会が開催されました。春先からの法人会行事が軒並み中止・延期となる中、コロナ対策を取った上でようやく40名規模の行事を行うことができました。

理事会では、3件の報告事項の説明が行われるとともに、4件の審議事項についていずれも承認可決されました。報告事項…①今年度事業計画実施状況及び収支状況について、②今年度福利厚生制度の推進状況について、③代表理事・



業務執行理事の職務の状況報告について、審議事項…①今年度会員増強推進について、②今年度研修事業について、③今年度地域社会貢献活動について、④創立50周年行事について

三者連絡協議会の開催

9月28日、RCC文化センターにおいて、広島東税務署・中国税理士会広島東支部・取扱保険会社三社からご来賓を多数お招きし、三者連絡協議会が開催されました。例年、6月から12月までの期間を「会員増強推進月間」として運動を推進してはいますが、本年度はコロナ禍の一定の落ち着きを見ながら運動を推進していくことが確認されました。

また、2020年度の新規加入目標(目安)を160社とし、関係機関への協力依頼や会員増強の基盤作り等について、協議されました。



広島東税務署
副署長 石田俊幸氏



広島東法人会
会長 野坂文雄



大同生命保険(株)広島支社
支社長 安部謙志氏



中国税理士会広島東支部
支部長 菅坂典子氏

役員からのメッセージ



組織委員長を拝命して「法人会加入のメリット」を模索し続けております。コロナ禍の厳しい経済状況だからこそ「法人会が必要」とされる時代になってきているのではないかと考えております。コロナ収束後に求められるのは大幅な財政赤字の中の「税」についての再検証ではないかと思っております。

法人会は「納税者が自ら所得を申告する」申告納税制度の根幹を支える団体の一つです。政界などで税の使い道に非常に残念な報道がある中で、法人会の活動は租税教室や絵はがきコンクールなど次世代を担う子供達に「税の大切さ」を訴える活動を行っています。

コロナ禍だからこそ地元の経営者自身が直接参加し、異業種の経営者がフラットな立場で交流ができる法人会の組織は意義深いと思っております。法人会加入のメリットは自身が探求をしていけば色々なものがあると思っております。

法人会には広島を代表する財界トップご自身が参加され、気軽な会話も可能です。生保、損保についても会社の経営基盤強化のツールとしての活用が可能です。

何より比較的安価な年会費で、行事の負担が少なく、気軽に異業種交流ができるのは他の団体と異なるところではないかと思っております。コロナ禍で従来のビジネススタイルが大きく変わってしまった会社もあるかと思っております。

広島東法人会もビジネス交流会など新たなメリットを模索し、新時代の組織づくりをしていきたいと考えております。是非会の行事には積極的なご参加をお願い申し上げます。

(組織委員長 實田泰之)



にしき堂



もみじ饅頭を超えた

生もみじ

令和 税制改正に関する提言 要約

3年度 全国法人会総連合

I. 税・財政改革のあり方

我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。そして今後も新たな感染症の大流行や経済危機、大規模な自然災害の発生が考えられる。せめて国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず、現世代で解決するよう議論を開始せねばならない。そのうえで「コロナ後」を見据えた本格的な税財政改革に取り組むことが求められよう。

1. 新型コロナウィルスへの対応と財政健全化

○新型コロナウィルスは収束の見通しが立たないことから、その影響は長期化が予想される。このため、新型コロナ感染対策と経済活性化の両立を図っていかねばならない。とりわけ、コロナ禍の影響によって発生した生活困窮者や経営基盤が脆弱な中小企業には、引き続き実態等を見極めながら効果的な支援措置を迅速に講じていくことが重要である。

(1) 新型コロナの影響は長期化の様相を見せており、資金力の弱い中小企業はすでに限界にきている。中小企業は我が国企業の大半を占めており、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献していることから、その経営実態等を見極めながら、雇用と事業と生活を守るための支援策を引き続き講じていく必要がある。その際、国や地方は今般の支援制度の周知・広報の徹底や申請手続きの簡便化、スピーディーな給付等、実効性を確保することが重要である。

(2) 新型コロナ拡大の収束を見据えつつ、税制だけでなくデジタル化への対応や大胆な規制緩和をスピード感をもって行うなど、日本経済の迅速な回復に向けた施策を講じる必要がある。なお、需要喚起を行うことも必要であるが、それが財政規律を無視したバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。とりわけ、今年度補正

予算で盛り込まれた膨大な予備費については厳しく使途をチェックする必要がある。

(3) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳入・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○社会保障給付費は公費と保険料で構成される。持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保することにも、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することが必須である。

○社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などについては、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

(1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

(2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、ジェネリックの普及率をさらに高める。

(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。

(4) 生活保護は給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所や児童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

(6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

○新型コロナウィルス対策についても、与野党を含めて政治の対応が迷走しているほか、行政も旧態依然とした仕組みによる矛盾や悪弊が明らかになり、国民の不満と不信感は近年にないほど高まっている。これを機に地方を含めた政府と議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るなど行政改革を徹底しなければならぬ。

(1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。

(2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人件費削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

(3) 特別な会計と独立行政法人の無駄の削減。

(4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. マイナンバー制度について

○マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。それは今般の新型コロナ対策でも給付金申請手続きの混乱などで明らかになった。政府は制度の意義等の周知に努め、マイナンバーカードを活用する仕組みづくりに本腰を入れる必要がある。

II. 中小企業が事業継続するための税制措置

1. 法人税関係

○中小企業は新型コロナ拡大による深刻な影響を受け不安が増幅している。さらに、自然災害による被害も多発するなど中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しており、事業を継続していくための税制措置

の拡充等が必要である。

(1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化するべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれていた軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和3年3月末日が適用期限となっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化するべきである。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和3年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。

(3) 中小企業の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制(中小企業等経営強化法)や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例(生産性向上特別措置法)等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末(賦課期日)が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

なお、「中小企業経営強化税制」および令和元年度税制改正で創設された「中小企業防災・減災投資促進税制(中小企業強靱化法)」は、令和3年3月末日が適用期限となつておりことから、適用期限を延長する。

(4) 役員給与の損金算入の拡充

① 役員給与は原則損金算入とすべき。

② 同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき。

(5) 新型コロナウィルス感染症緊急経済対策における税制上の措置の延長等

新型コロナウィルスの収束時期は不透明であることから、中小企業の厳しい経営実態等を見極めながら、適用期限の延長や制度を拡充すること。

2. 消費税関係

○消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かれないが、昨年10月に導入された軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび回収確保などの観点から問題が多い。○このため、かねてから税率10%程度まで単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

①現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」は、令和3年3月末日をもって適用が終了することとなっている。今般の新型コロナウイルスにより、中小企業が多大な影響を受けていることを考慮すると、同特別措置の適用期限を延長するとともに、引き続き、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

②消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

③システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

④令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、令和3年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。こうした中で新型コロナウイルスの拡大が特に小規模事業者等の事業継続に多大な影響を与えている。これら事業者が事務負担増等の理由により廃業を選択することのないよう、現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応が求められる。

3. 事業承継税制関係

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

①事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設
我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と

比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

②相続税、贈与税の納税猶予制度の充実
①猶予制度は、贈与税の納税猶予制度に改める。
②新型コロナウイルスの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。

③国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、特例制度を適用するためには、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討（後継者の選任等）を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等を懸念され、このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

4. 相続税・贈与税関係

○相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。なお、贈与税は経済の活性化に資するよう、次のとおり見直すべきである。

①贈与税の基礎控除を引き上げる。
②相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)を引き上げる。

5. 地方税関係

①固定資産税の抜本的見直し
令和3年度は評価替えの年度となるが、今般の新型コロナウイルスは企業に多大な影響を与えていることから、負担増とならないよう配慮すべきである。さらに、都市計画税と合わせて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

②商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す方法を見直す。
③償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産(30万円)にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。

④固定資産税の免税点については、平成30年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
⑤国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれ目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。
⑥事業併社の廃止
市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

⑦超過課税
住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

⑧法定外目的税
法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、取確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

6. その他

①配当に対する二重課税の見直し
②電子申告

Ⅲ. 地方のあり方

○今般の新型コロナウイルス拡大は、東京一極集中のリスクを浮き彫りにする一方、地方分権化と広域行政の必要性も改めて問いかけることになった。そもそも地方分権化は国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図ることであり、地方活性化の観点からも重要であることが指摘されてきた。これを機に分権化の議論がさらに高まることを期待したい。

①地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特長に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の実業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要であり、集中的に取り組む必要がある。

②広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

③国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自自治体で広く導入すべきである。

④地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイルズ指数(全国平均ベース)が改善せず、高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためにも国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

⑤地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立つて行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

Ⅳ. 震災復興等

○東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間(平成28年度(令和2年度)も最終年度である5年目)に入ったが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

○また近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているが、東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まねばならない。

V. その他

2. 1. 納税環境の整備 租税教育の充実

令和3年度 税制改正提言

12月1日、野坂会長、長沼副会長、黒木税制委員長は松井広島市長及び山田広島市議会議長を訪問し、令和3年度の税制改正に関する提言を行いました。

また、地元選出の国会議員、齊藤鉄夫氏に対しては11月20日に事務所あてに提言書を提出しました。

《令和3年度税制改正スローガン》

- コロナ禍における厳しい経営環境を踏まえ、中小企業に実効性ある支援と税制措置を！
- 厳しい財政状況を踏まえ、コロナ収束後には本格的な税財政改革を！



広島市長へ

市議会議長へ

租税教室

今年度4小学校、 11クラスを対象に開催

青年部会は、毎年、小学6年生の児童を対象にして、税の意義や役割などについて授業を行う租税教室を実施しています。

昨年度は、管内15小学校38クラスを対象に開催しましたが、本年度は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響から、開催を希望する小学校が4校11クラスとなりました。開催にあたっては、手指消毒、マスク及びフェイスシールドを着用のうえ、十分に

換気するなど感染防止対策をして実施しました。また、授業内容も、恒例の本気じゃんけんを行わず、スクール形式にて密を避けるよう変更しました。

昨年度より取り入れた税の使い道について考える授業は実施しませんでした。今後、改善を重ねながら税の大切さを分かりやすく楽しく学べる租税教室を目指します。

（青年部会 組織委員長 村田正樹）



※()内は開催小学校、下は講師名(敬称略)



尾長小での授業風景

小学校名	開催日
尾長	12月16日(水)
戸坂	1月26日(火)
牛田	2月8日(月)
安田	2月25日(木)

租税教室の
開催状況

▼入賞作品でカレンダーを製作

2020年度 絵はがきコンクール
入賞者一覧

区分	小学校名	氏名
広島東税務署長賞	袋町	龍河 華凜
広島東法人会 会長賞	矢賀	國司 桃音
広島東法人会 女性部会長賞	中山	山脇 永愛
広島東法人会 青年部会長賞	竹屋	長尾 素生
優秀賞	白島	松葉佐 桜
〃	幟町	高橋颯志朗
〃	竹屋	藤原 茉莉
〃	竹屋	佐藤亜麗奈
〃	牛田	荒川 陸珠
〃	牛田	田中 茉莉
入選	白島	大中 悠人
〃	袋町	富永 真帆
〃	千田	池田 智美
〃	千田	米倉 理美
〃	戸坂	川本 芽花
〃	戸坂城山	藤川 絢音
〃	早稲田	岡澤 小春
〃	牛田	守永 郁花
〃	東浄	井上 茉優
〃	東浄	前田 春菜
〃	東浄	丸山 和真
〃	尾長	水野 紗希
〃	安田	藤田 真衣
〃	大州	重久 桃子

税に関する絵はがきコンクール

小学校全19校に「税に関する絵はがき」を募集したところ、15校の6年生児童(1,051名)から応募がありました。美術講師による審査結果、優秀賞10点、入選14点を選定し、さらに優秀賞の中から、広島東税務署長賞、広島東法人会会長賞、女性部会長賞、青年部会長賞を選考しました。

12月1日 袋町小学校に西岡広島東税務署長、12月3日 矢賀小学校に野坂会長、11月26日 中山小学

校に石井女性部会長、11月27日竹屋小学校に小川青年部会長が訪問し、表彰式を行いました。また、入賞作品は、11月6日から11月23日までの間、フジグラン広島に展示されました。

コロナ禍により授業時間の確保が難しく、夏休み期間も短縮となる中、ご協力をいただきました。校関係者の皆様、大変ありがとうございました。

入賞作品を
フジグラン広島に展示
応募総数1,051名

袋町小学校(広島東税務署長賞)



矢賀小学校(会長賞)



竹屋小学校(青年部会長賞)



中山小学校(女性部会長賞)

社会貢献活動

租税教育用下敷きの寄贈

広島東税務署管内の小学校4年生、中学校1年生を対象とした租税教育用下敷きを3、500枚作成し、10月26日に寄贈しました。租税教育の環境醸成と地域社会貢献を目的とした下敷きの寄贈は、今回で16回目となります。



物品の寄贈

広島市こども未来局こども・家庭支援課が支援・監督する社会福祉法人広島修道院の施設「広島乳児院」(広島市東区)に、すべり台ほか遊具を寄贈しました。

1月28日、市役所で行われた贈呈式には野坂会長が出席し、広島市こども未来局の松井局長に目録を贈呈しました。広島修道院の中島理事長からは「施設の乳幼児の健全な育成に有効活用させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。」とお礼がありました。



社会貢献活動としての物品の寄贈は、今回で15回目となります。

新設法人説明会



長尾俊貴氏



金坂武志氏



香西秀樹氏



香川副会長

11月27日、RCC文化センターにおいて、新設法人説明会を開催しました。法人税・消費税・源泉所得税及び印紙税について、広島東税務署の3名の講師が事例を紹介しながら説明され、充実した内容の説明会となりました。

長尾俊貴審理専門官は、自主点検チェックシートの点検項目について調査的感覚を取り入れた解説。金坂武志審理専門官は、差し迫った年末調整事務に向け改正点のポイントを丁寧に説明。香西秀樹統括国税調査官は、出席者の業種を分析した上で作成される課税文書の取扱いを具体的に説明されるなど、各講師の説明に工夫が見られ参加者は熱心に聴講されました。



また、法人会について香川副会長が概要説明され、法人会を紹介したチラシを配付するとともに入会をお願いしました。出席者16名。